

通所リハビリテーション 運営規定

医療法人社団 寿光会 栗源病院

平成 30 年 4 月 1 日

改訂 平成 30 年 7 月 1 日

改訂 平成 31 年 4 月 1 日

改訂 令和 5 年 12 月 1 日

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 寿光会が開設する栗源病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ①名称:医療法人社団 寿光会 栗源病院 通所リハビリテーション
- ②所在地:千葉県香取市助沢 832-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

①管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

医師 1名以上(常勤兼任、管理者と兼務)

理学療法士 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①営業日:月・火・水・木・金曜日とする。ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。

②営業時間:午前9時から午後5時までとする。

③サービス提供時間:午前 9:30～11:00、午後 13:30～15:00 とする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次の通りとする。

① 午前 11名、午後 11名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを利用した場合、利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、香取市、成田市、多古町とする。※当院より半径7km圏内

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条

1. 従業者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情・相談)

第11条

利用者からの苦情・相談に対しては以下の窓口を設け、随時関係各所の責任者が対応する。

医療法人社団 寿光会 栗源病院

千葉県香取市助沢 832-1 0478-70-5121 担当:事務長

受付時間:月曜～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00

(その他運営についての留意事項)

第12条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年12月1日から施行する。